

## 鴨川河川敷の放置自転車撤去の方法の変更について

〇平成22年4月から鴨川の放置自転車撤去の方法が変わります。

平成21年7月28日に開催された京都府知事と京都市長の懇談会で、「鴨川河川敷の放置自転車対策について」合意されたことを受けて、平成22年4月から放置自転車撤去の方法が以下のとおり変更となります。

### 【変更する撤去方法】

現 状	変 更 後
〇撤去主体 : 京都府	京都市
〇根拠条例 : 京都府鴨川条例	京都市自転車等放置防止条例
〇保 管 所 : 京都府くいな橋自転車等保管所	京都市十条保管所
〇返 却 日 : 月・火・水・金・土曜日 (ただし、年末年始は除く)	月～土曜日 (祝日、振替休日を除く)
〇返却時間 : 11:30～18:00	10:30～18:00
〇保管期間 : 6ヶ月	4週間

※区域、撤去方法、返還手数料は、変更がありません。

※平成22年3月末までに京都府が移動した放置自転車等は、引き続き「京都府くいな橋（鴨川）自転車等保管所」（4月から開所日時を月曜日～土曜日（ただし、祝日は除く。）の11時30分から18時までに一部変更します。）において返還します。

### （参考）【7月28日の懇談会で合意した内容】

- 鴨川河川敷の放置自転車撤去について
  - 平成22年4月から、京都市が鴨川周辺道路敷とともに、鴨川河川敷の放置自転車を撤去する。
  - なお、京都市が撤去する区域は、「京都府鴨川条例」に規定する放置自転車禁止区域（鴨川河川敷の葵橋上流から塩小路橋上流まで）とする。
- 「京都府くいな橋（鴨川）自転車等保管所」の活用について
  - 京都府は、これまで鴨川河川敷で撤去した放置自転車を保管するために使用してきた「京都府くいな橋（鴨川）自転車等保管所」を京都市に無償で提供する。
- 鴨川河川敷への駐輪場整備について
  - 鴨川及びその周辺の放置自転車問題を解決するため、京都府は、駐輪場整備用地（約600㎡）を京都市に無償で提供し、京都市は駐輪場を整備する。

# 京都市十条保管所位置図

○ 十条保管所（東山区福稲川原町1 電話075-541-7913）

